

# 第4 危険物行政

## 1 危険物規制の概要

危険物は発火性又は引火性を有する物品で、消防法別表により第1種から第6種に分類し指定されている。一定数量以上の危険物を貯蔵する又は取扱う場合には、危険物施設(製造所・貯蔵所・取扱所)としての位置・構造及び設備を一定基準に適合させ設置の許可を受けなければならないほか、使用にあたっては完成検査を受けなければならない。

危険物施設においては、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物の取扱いを行ってはならないとなっているほか、危険物の貯蔵・取扱い又は運搬についてもそれぞれの基準に従って行わなければならない。

## 2 危険物施設(製造所・貯蔵所・取扱所)の現況

県内の危険物施設は、石油(ガソリン等)を中心とする第4種を貯蔵・取り扱うものが、その大半を占めている。

平成19年3月31日現在における危険物施設(完成検査済証交付施設)は9,624件で、前年度末(9,791件)に比較して167件の減少となった。

図1は危険物施設数の年度別推移を表したものであり、表1は危険物規制対象施設を区分別に分類したものである。

## 3 危険物取扱者等の状況

危険物取扱者試験は、昭和34年4月の消防法一部改正により全国統一の資格試験となり、市町村長に替わり都道府県知事が実施することとなった。その後、昭和58年12月に指定試験機関制度が創設されたことにより、昭和60年度から宮城県知事の委任を受けた財団法人消防試験研究センター宮城県支部が試験を実施している。

表2は、危険物取扱者試験の実施状況を表したものであり、平成18年度は6月から翌3月にかけて計6回実施し、受験者数は10,790名で、合格者数は4,140名、合格率は38.4%となっている。

### (1) 危険物取扱者免状の交付状況

表3は危険物取扱者免状の交付状況を表したものであるが、平成18年度末までの交付者数は146,460人に達している。さらに、消防法改正前の危険物取扱者で、指定講習修了者に対する免状の交付者数については2,249人となっており、危険物取扱者免状の所持者は計148,709人となっている。

### (2) 危険物取扱者保安講習の受講状況

製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない(消防法第13条の23)とされている。

このため、宮城県の委託を受けた社団法人宮城県危険物安全協会連合会が当講習を実施しており、過去3年間に保安講習を受講した危険物取扱者数は表4のとおりである。